

小作爭議調查表

No. 27

場 所	浮羽郡 牛年村大字清瀬一戸 吉井山一戸	發 生	昭和十一年 二月 一日
	地 主 矢野一良吉 外三名 小作人 権藤祥三郎 外十九名	終 熄	昭和十一年 二月 廿二日
關 係 人 員	地 主 矢野一良吉 外三名 小作人 権藤祥三郎 外十九名	關 係 地 種 類 面積	四七町
地 主 關 係 團 體	十	關 係 團 體	日農浮羽郡縣合會
原 因	小作人廿昭和九年 度早害と理由に小作料二割減額を要求するに地主は之を一割とせしめて小作人は小作料と滞納と対峙したるに因り	經 過	小作人は日農と福富後人の 忠告を得て、抗争するに計 画せず、地主は此後放任せず 不刑に陥ると見地す、之が 調停を所務署と依頼せり、 町長署と交渉し、秋田両署 と招致し、和解を望むた るに二月二十日に争ひ漸く下 條件を解決せり
要 求 事 項	小作料二割減額を求	結 果	小作料一割減を承認す

(昭和十一年二月分)

法財團 協調會 福岡出張所

備 考	<p>果 結</p> <p>一 生産調整委員の調査等に依り小作人鈴木分三融十一年は夏前に付全免 地山分六畝十斗一割減額に付一割減と有竹舟を更に其の地地主の所有田 の無被害に對し五分減とし鈴木小作料七俵と五遠三斗五升に秋山の九俵 と八遠一斗五升とし割分納し舟の残額を昭和十一年一月迄に完納すること 二 其他の修改は昭和八年四月十三日付と同様なるも左の改正を加ふ ○ 西若の向に小作料の増額を協議せしめ、陽令の町長より指示せられたる調停 者は一任し其の調停は行異議を唱へずこと</p>
-----	--